

經濟產業省

20160323商局第2号

高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを定める規程を次のように制定する。

平成28年3月30日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを定める規程

高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを別紙のとおり制定する。

附 則

- この規程は、平成28年3月30日から施行する。
 - 「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について」（平成15・03・25原院第3号）
は廃止する。

(別紙)

制定 平成 年 月 日付
20160323商局第2号

高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第5条（製造許可・届出）、第16条（貯蔵許可）、第17条の2（貯蔵届出）、第20条の4（販売届出）及び第24条の2（特定高圧ガス消費届出）の規定に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売及び消費に当たって事前に都道府県知事等への許可申請又は届出を必要としている。

各関係規則に定められている許可申請又は届出の際に添付すべき書類等については、原則としてできる限り必要最小限のものに限ることとし、各都道府県における行政手続きの事務の合理化及び簡素化を図るために、添付すべき書類に記載する事項等について別表のとおり明確化した。

なお、許可を受けて1日100m³以上の高圧ガスの製造を行う場合を除き、高圧ガスの製造、貯蔵、販売及び消費を行う際には、それぞれの行為ごとに、都道府県知事等への許可申請又は届出が必要である。当該許可申請又は届出を、同一の行政庁に対し同時にを行う場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の許可申請書又は届出書を除き、当該書類を添付することを要しない（ただし、書類の添付を省略した許可申請書又は届出書には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。）。

また、移動式製造設備の許可（法第5条第1項）又は変更許可（法第14条第1項）と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）における充てん設備の許可（液石法第37条の4第1項）又は変更許可（液石法第37条の4第3項）を、同一の行政庁に対し同時に申請する場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときも、いずれか一の許可申請書を除き、当該書類を添付することを要しない（ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。）。

許可申請等に係る添付書類の記載事項等について（別表）

記載すべき事項及びそれを説明する添付資料	高圧ガス製造許可
	<ol style="list-style-type: none">1. 製造の目的2. 処理設備の処理能力3. 処理設備の性能4. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項5. 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録6. 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面7. 製造施設を設計施工するに当たって保安上特に配慮した事項 注) 7.はコンビナート等保安規則適用事業所に限る。 <p>(添付すべき書面又は図面)</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業所全体平面図② 製造工程の概要を説明した書面及び図面③ フローシート又は配管図

	④ 高圧ガス製造施設配置図 ⑤ 機器等一覧表 ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書 ⑦ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書 ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書 ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
必要に応じ添付を求めることができるもの	1. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票） 2. 委任状（包括委任で対応） 3. 上記①から⑨に掲げるものの他、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

高圧ガス製造届	
記載すべき事項及びそれを説明する添付資料	1. 製造の目的 2. 処理設備の処理能力 3. 処理設備の性能 4. 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項 5. 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録 (添付すべき書面又は図面) ① 事業所全体平面図 ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面 ③ フローシート又は配管図 ④ 高圧ガス製造施設配置図 ⑤ 機器等一覧表 ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書 ⑦ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガス設備の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書）の写し ただし、試験研究機関が処理能力 15m ³ 以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行う場合は、次の添付書類を省略することができる。 ① 事業所全体平面図（④高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合） ② 製造工程の概略を説明した書面及び図面（1. 製造の目的に併せて記載する場合） ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書（2. 処理設備の処理能力に併せて記載する場合）
必要に応じ添付を求めることができるもの	1. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票） 2. 委任状（包括委任で対応） 3. 上記①から⑦に掲げるものの他、製造施設に応じて、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

高圧ガス貯蔵許可	
記載すべき事項及びそれを説明する添付	1. 貯蔵の目的 2. 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項 3. 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録

資料	<p>4. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面 (添付すべき書面又は図面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所全体平面図 ② 貯蔵設備等のフローシート又は配管図 ③ 高圧ガス貯蔵所配置図 ④ 機器等一覧表 ⑤ 貯蔵能力の計算書 ⑥ 貯蔵設備等（大臣認定品を除く。）の強度計算書 ⑦ 耐震設計構造物に係る計算書 ⑧ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
必要に応じ添付を求めることができるもの	<p>1. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）</p> <p>2. 委任状（包括委任で対応）</p> <p>3. 上記①から⑧に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第16条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面</p>

高压ガス貯蔵届	
記載すべき事項及びそれを説明する添付資料	<p>1. 貯蔵の目的</p> <p>2. 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項</p> <p>3. 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録 (添付すべき書面及び図面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所全体平面図 ② 貯蔵設備等のフローシート又は配管図 ③ 高圧ガス貯蔵所配置図 ④ 機器等一覧表 ⑤ 貯蔵能力の計算書 ⑥ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書）の写し ⑦ 耐震設計構造物に係る計算書 ⑧ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
必要に応じ添付を求めることができるもの	<p>1. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）</p> <p>2. 委任状（包括委任で対応）</p> <p>3. 上記①から⑧に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面</p>

高压ガス販売届	
記載すべき事項及びそれを説明する添付資料	<p>1. 販売の目的</p> <p>2. 法第20条の6第1項の技術上の基準に関する事項 (添付すべき書面又は図面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 販売先保安台帳の様式 ② 容器授受記録簿の様式
必要に応じ添付を求めることができるもの	<p>1. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）</p> <p>2. 委任状（包括委任で対応）</p> <p>3. 上記①及び②に掲げるものの他、販売する高圧ガスの種類に応じて、法第20条の6第1項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面</p>

特定高压ガス消費届	
記載すべき事項及びそれを説明する添付資料	<p>1. 消費の目的 2. 特定高压ガスの貯蔵設備の貯蔵能力 3. 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項 4. 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面</p> <p>(添付すべき書面又は図面)</p> <p>① 事業所全体平面図 ② 消費施設の配置図 ③ 消費施設に係るフローシート又は配管図 ④ 機器等一覧表 ⑤ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書）の写し ⑥ 消費設備の基礎の構造を示した図面</p>
必要に応じ添付を求めることができるもの	<p>1. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票） 2. 委任状（包括委任で対応） 3. 上記①から⑥に掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面</p>

記載事項及び添付すべき書面又は図面については、おおむね次のようなものであれば足りるものとする。

例：高压ガス製造許可の場合

1. 製造の目的

〇〇〇〇を年間〇〇トン生産するため、〇〇を製造する等具体的に記載する。

2. 処理設備の処理能力

高压ガスの種類ごとに、計算した処理能力の合計を記載する。

3. 処理設備の性能

処理能力を算定するために必要な事項（例えば、圧縮機及びポンプにあっては性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器にあっては公称能力）を記載するものとする。

4. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

① 事業所全体平面図

境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面

② 製造工程の概要を示した図面

プロセス（圧縮、反応、精製等）を示したもの（ただし、1. 製造の目的に併せて記載できる場合には省略しても差し支えない）

③ フローシート又は配管図

高压ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。

④ 高压ガス製造施設配置図

防消火設備、ガス漏えい検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面

⑤ 機器等一覧表

a 圧力容器（塔・槽類、熱交換器類）、回転機器類、弁類及び配管類等毎に、機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計圧力・温度、常用圧力・温度、肉厚等及び特定設備、大臣認定品にあってはその旨を記載したリスト

b 除害設備、防消火設備、防液堤等の保安設備について、機能等を記載したリスト

- ⑥ 处理・貯蔵能力の計算書
　　高压ガスの種類毎に所定の計算方法により、計算した計算書
 - ⑦ 高圧ガス設備の強度計算書
　　特定設備並びに大臣認定品以外の高压ガス設備に係る強度計算書
 - ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書
　　経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めた計算方法等により設計した耐震設計構造物にあってはその計算結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあっては計算条件及び計算結果を示した書面（特定設備本体部分については不要）
 - ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
5. 移設等に係る高压ガス設備にあっては、当該高压ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
6. 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
　　申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面（ただし、事業所の規模等に応じ、4. 事業所全体平面図に一本化できる場合には省略しても差し支えない。）
7. 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項
　　施設の特殊性に応じ、設計・施工段階から保安上特に配慮した事項（例えば、水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等）を記載する。

高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

制定案	現行 (参考)
<p><u>高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを定める規程</u></p> <p><u>高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等についてを別紙のとおり制定する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p>2. 高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（平成 15・03・25 原院第 3 号）は廃止する。</p> <p><u>(別紙) 高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について</u></p> <p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 5 条（製造許可・届出）、第 16 条（貯蔵許可）、第 17 条の 2（貯蔵届出）、第 20 条の 4（販売届出）及び第 24 条の 2（特定高圧ガス消費届出）の規定に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売及び消費に当たって事前に都道府県知事等への許可申請又は届出を必要としている。</p> <p>各関係規則に定められている許可申請又は届出の際に添付すべき書類等については、原則としてできる限り必要最小限のものに限ることとし、各都道府県における行政手続きの事務の合理化及び簡素化を図るために、添付すべき書類に記載する事項等について別表のとおり明確化した。</p> <p>なお、許可を受けて 1 日 100 m³ 以上の高</p>	<p>(新設)</p> <p>高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について</p> <p>高圧ガス保安法第 5 条（製造許可・届出）、第 16 条（貯蔵許可）、第 17 条の 2（貯蔵届出）、第 20 条の 4（販売届出）及び第 24 条の 2（特定高圧ガス消費届出）の規定に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売及び消費に当たって事前に都道府県知事等への許可申請又は届出を必要としている。</p> <p>各関係規則に定められている許可申請又は届出の際に添付すべき書類等については、原則としてできる限り必要最小限のものに限ることとし、各都道府県における行政手続きの事務の合理化及び簡素化を図るために、添付すべき書類に記載する事項等について別表のとおり明確化したので、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局並びに各都道府県に対して通知することとする。</p>

<p><u>圧ガスの製造を行う場合を除き、高圧ガスの製造、貯蔵、販売及び消費を行う際には、それぞれの行為ごとに、都道府県知事等への許可申請又は届出が必要である。当該許可申請又は届出を、同一の行政庁に対し同時に行う場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の許可申請書又は届出書を除き、当該書類を添付することを要しない（ただし、書類の添付を省略した許可申請書又は届出書には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。）。</u></p>	<p><u>なお、「高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類について（平成10年4月1日付け平成10・03・26立局第10号）」は廃止する。</u></p>
<p><u>また、移動式製造設備の許可（法第5条第1項）又は変更許可（法第14条第1項）と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）における充てん設備の許可（液石法第37条の4第1項）又は変更許可（液石法第37条の4第3項）を、同一の行政庁に対し同時に申請する場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときも、いずれか一の許可申請書を除き、当該書類を添付することを要しない（ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、添付を省略した書類の一覧表を添付すること。）。</u></p>	
<p><u>許可申請等に係る添付書類の記載事項等について（別表）</u> (略)</p>	<p><u>許可申請等に係る添付書類について（別表）</u> (略)</p>